

## 資本金、準備金、剰余金

### 1 資本金

#### (1) 概要

資本金は、原則として設立または株式の発行の際に株主となる者が払い込んだ額、あるいは給付した現物出資財産の価格の合計額をもって計算される（445 I）。この資本金は、会社経営の資金源となると同時に、株主（間接）有限責任からすると、株主が会社に払込みまたは給付することが会社債権者に対する唯一の責任の取り方となっている以上、この資本金に相当する額は会社債権者に対する最低限の引き当てとなるべき額ということになる。

そこで、この資本金の額を明確にし、かつ会社債権者に公示することが要請される上、この資本金相当額は株主に対する配当等として還元することは許されないのである。

#### (2) 資本に関する原則

資本に関しては、伝統的に四つの原則がいわれる。資本充実の原則、資本維持の原則、資本不変の原則、資本確定の原則である。

資本充実の原則とは、資本金の額に相当する財産が現実に払い込まれ、あるいは給付されなければならないとする原則である。これは設立や株式の発行時に問題となる。設立の際には定款で出資される財産の価額又はその最低額の定め（27④）、また設立や株式発行における現物出資財産の厳格な調査（28①・33、207）、株式発行時までの全額の払い込み、給付（34 I・63 I、208 I）、不足額填補責任<sup>1</sup>（52、213）などは、この原則の表れである。

資本維持の原則とは、資本の額に相当する財産が実際に会社に維持されなければならないとする原則である。配当や自己株式取得の財源としての分配可能額規制（461）及びこれに違反した場合の業務執行者等の責任（462）、並びに欠損填補責任（465）などがこの原則の表れである。

資本不変の原則とは、資本の額自体の減少を自由に認めないこととする原則である。これは資本金の額の減少の厳格な手続（447）などに現れている。

資本確定の原則とは、予定された資本の額に相当する財産の拠出がない場合は設立や増資の効力を否定しなければならないとする原則である。設立の際に定める出資財産の最低限の払込みがない場合の設立無効原因がこれに相当する。ただし、資本確定の原則は、打ち切り発効が認められていることもあり、現行法では、大幅に緩和されている。

#### (3) 資本金の額

資本金の額は、原則として設立または株式の発行に際して株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額である（445 I）。ただし、このうち2分の1は資本金に計上しなくてもよく（445 II）、その場合に資本金に計上しなかった額は資本準備金に計上す

---

<sup>1</sup> 現行会社法制定前は、いわゆる資本充実責任と呼ばれる発起人・取締役の一連の責任が定められていたが、現行法になり設立の際の打ち切り発行が認められるようになったことから、そのほとんどが消滅し、この不足額填補責任だけが残っている。

る(445Ⅲ)。また、組織再編に際しては、設立会社や存続会社において資本金の額に関する事項を定める(749Ⅰ②イ、753Ⅰ⑥、758Ⅰ④イ、763Ⅰ⑥、768Ⅰ②イ、773Ⅰ⑤)。ここでの資本金の額の定め方は、会社計算規則に従う(445Ⅳ、計算規則35以下)。

#### (4) 資本金の額の減少

上記資本不変の原則からして、資本金の額を自由に減少させることはできない。そうできないと、何のために資本金を定めたのかがわからなくなってしまうからである。しかし、会社経営上の必要性から資本金の額の減少を全く認めないわけにもいかない。そこで、厳格な手続によって資本金の額を減少させることができることになっている。基本的には株主総会決議の必要性と債権者異議手続の必要性である。

##### (ア) 株主総会特別決議

資本金の額の減少をするには、株主総会特別決議(309Ⅱ⑨本文)で次の事項を決めなければならない(447Ⅰ)。

- i 減少する資本の額(447Ⅰ①)
- ii 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額<sup>2</sup>(447Ⅰ②)
- iii 効力発生日(447Ⅰ③)

減少できる資本の額は、効力発生日における資本の額を超えることができない<sup>3</sup>(447Ⅱ)。

##### (イ) 債権者異議手続

株主有限責任を前提とすると、資本金の額の減少は、会社債権者に対して影響を与えるため、債権者に異議を述べる機会を与えなければならない。それが債権者異議手続である。

資本減少をしようとする会社は、次に掲げる事項を公告し、かつ、知れたる債権者に対し各別に催告をしなければならない(449Ⅱ本文)。

- i 資本減少の内容(449Ⅱ①)
- ii 計算書類として有価証券報告書を提出している旨<sup>4</sup>(449Ⅱ②、計算規則152③)
- iii 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨(449Ⅱ③)

このうち、上記iiiの一定の期間は、1か月以上の期間を定めなければならない(449Ⅱ但書)。また、公告方法について日刊新聞紙公告又は電子公告を採用している会社の場合、これらによる公告及び官報公告を合わせて行うことにより、各別の催告を省略することができる(449Ⅲ)。債権者は、上記iiiの期間内に異議を述べることができ(449Ⅰ本文)、その場合は、資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないと認められる場合でない限り、弁済、あるいは相当な担保の提供もしくは弁済目的で相当な財産を信託会

---

<sup>2</sup> 結局、資本の減少額に相当する金額は、その他資本剰余金に計上されるが、減少額の全部又は一部を資本準備金に計上することもできることになる(計算規則26Ⅰ①、27Ⅰ①)。その他資本剰余金は配当原資になる。

<sup>3</sup> したがって、効力発生日時点でいったんは資本金を零とする(いわゆる100%減資)ことができることになる。しかし、資本金の額を零のままにしておくことを会社法が是認しているのかどうかは、必ずしも定かではなく、100%減資をする場合は、同時に増資(株式発行)を行うのが通常である。

<sup>4</sup> 有価証券報告書を提出していない会社の場合、計算書類をどこに公告しているのかを特定し、その旨を公告、催告する必要がある(計算規則152)。

社に信託しなければ、資本減少ができない<sup>5</sup> (449V)。債権者が異議を申し出なければ、資本減少を承認したものと見なされる (449IV)。

#### (ウ) 効力発生

資本減少の効力は、株主総会特別決議で定めた効力発生日に生じる (449VI①)。資本金の額は登記事項なので、効力発生後遅滞なく登記をする必要がある。

ただし、効力発生日までに債権者異議手続が終了していない場合は資本減少の効力が生じない (449VI但書)。そのため、会社は効力発生日前までは、その効力発生日をいつでも変更できることになっている<sup>6</sup> (449VII)。

#### (エ) 欠損填補のための資本減少

資本の欠損が生じている場合<sup>7</sup>、その欠損の填補のための資本金の減少<sup>8</sup>を定時株主総会で行う場合、株主総会決議は普通決議で足りる (309II⑨、施行規則 68)。これは、資本に欠損が生じていると株主に対する配当ができないため、次期以降に配当しやすくするために法が定めた資本減少の手続の緩和措置といえる。定時株主総会でのみ認められる理由は、その段階で最終事業年度の決算が確定し、資本欠損額が確定できるからである。

#### (オ) 増資とともにする資本減少

株式の発行と同時に資本減少をする場合、減少させる資本の額が株式の発行により増加する資本の額以下である場合、結局トータルで資本減少の効力発生前後で資本金の額は減らないことになる。この場合、既存株主に対する影響が小さいので、取締役会決議だけで資本減少事項を決定することができる<sup>9</sup> (447III)。

#### (5) 資本金の額の増加

資本金の額が増加する場合は、新株の発行 (199I⑤) その他の株式の交付による増加 (計算規則 13 以下)、及び準備金、剰余金の資本組み入れにより増加する (450I)。準備金、剰余金の資本組み入れは株主総会決議で決める (450II)。

## 2 資本減少無効の訴え

資本減少の手続に瑕疵がある場合に、その効力を争うには資本減少無効の訴えによらなければならない (828I⑤)。他の無効訴訟と同様に、画一的処理の要請からである。

提訴期限は資本減少の効力発生日から 6 か月以内であり (828I⑤)、提訴権者は株主、取締役、監査役、執行役、破産管財人、清算人及び資本減少を承認しない債権者である (828II⑤)。

---

<sup>5</sup> ただし、担保の相当性等に関して争いが起こりうるので、実務では債権者の納得する担保を提供すると同時に異議を取り下げてもらうのが実際のようなのである。

<sup>6</sup> 取締役会に変更できるというのが一般の解釈のようであるが、効力発生日の定めが本来株主総会特別決議事項であることを考えると、資本減少を決定する株主総会特別決議の中で効力発生日の変更についての取締役会への一任も取り付けておくべきであろう。

<sup>7</sup> 正確には、分配可能額がマイナスになっている場合である。

<sup>8</sup> 分配可能額を零にするのに相当するだけの資本減少の場合である。

<sup>9</sup> ただし、債権者異議手続は必要である。

無効原因としては、株主総会決議の無効原因や取消原因<sup>10</sup>、債権者異議手続の瑕疵などが考えられる。

無効判決には対世効があり（838）、また将来効とされる<sup>11</sup>（839）。

### 3 準備金

#### （1）意義

資本金のほかに、法によって準備金として計上しなければならないとされているものがあり、それが資本準備金と利益準備金である。合わせて法定準備金（あるいは単に「準備金」）といわれる<sup>12</sup>。

#### （2）資本準備金

資本準備金は、設立又は株式の発行時の払込、給付金額のうち資本金に計上しなかった額について、計上義務が生じる（445Ⅱ）。資本準備金に計上することの実際上の意味は、資本準備金を分配可能額に含ませないことにより、資本金相当額のみならず、株主が払い込み、あるいは給付した額すべてを株主への配当原資として認めないことを意味する。そうでないと、株主が会社に対して払込み、給付した意味がないからである。

また、次に述べる剰余金の配当の際にも、その他資本剰余金が配当原資となっている場合は資本準備金に計上すべきこととなる。

#### （3）利益準備金

利益準備金は、剰余金の配当を行う場合に、配当原資の10分の1に相当する額<sup>13</sup>について計上義務が生じる（445Ⅳ）。これは、分配可能額全額をすべて株主配当に充ててしまうと、赤字が生じた期には直ちに資本の欠損が生じることになってしまうが、こうした事態を防ぐために、一定の範囲で分配可能額から除外すべき準備金の計上を義務づけたものである。例えば、配当総額1億円とすると、その10分の1に当たる1000万円は利益準備金または資本準備金として計上しなければならなくなり、結局、配当実施後の剰余金は、配当総額1億円と準備金計上額金1000万円を加えた、1億1000万円が減少することになる（計算規則23）。

後述するように、分配可能額（すなわち配当原資）は、その他資本剰余金とその他利益剰余金を加えた額となっているが、このうち、配当原資がその他資本剰余金から取り崩した分については、その10分の1に相当する額をその他資本剰余金から資本準備金に計上し、配当原資がその他利益剰余金から取り崩した分については、その10分の1に相当す

---

<sup>10</sup> ただし、総会の決議取消原因がある場合は、決議取消訴訟提起の必要性も問題となるが、確たる判例も存在しないようであり、実務的には両訴訟を併合提起し、あるいは減資の効力発生が株主総会決議の3か月以上後であれば、まず取消訴訟、続けて原資無効訴訟を順次提起するのが無難である。

<sup>11</sup> 無効判決確定時の会計処理が必ずしもはっきりしない。減少したとされる資本金の額を元に戻すのは当然として、資本減少に対応して増加したとされる準備金、剰余金を減少させるのであろう。

<sup>12</sup> 本文で後述するように、剰余金の配当の場面でも資本準備金を計上すべき場合があり、しかもこれら準備金を減少する場合はどちらも異なるので、現行法上、資本準備金と利益準備金と同質化しているといえる。

<sup>13</sup> 正確には本文で後述するように、配当原資がその他利益剰余金とされた場合に、その10分の1を利益準備金として計上することになり、配当原資がその他資本剰余金であった場合は、その10分の1は資本準備金に計上される。

る額をその他利益剰余金から利益準備金に計上することになる（計算規則 22）。例えば、上記の例で、配当総額 1 億円のうち 6000 万円がその他資本剰余金を取り崩した分、4000 万円がその他利益剰余金を取り崩した分だとすれば、600 万円をその他資本剰余金から資本準備金に、400 万円をその他利益剰余金から利益準備金に、それぞれ振り替えることになる。ただし、準備金（資本準備金と利益準備金を合わせた額）が、資本金の額の 4 分の 1 を超えている場合は、それ以上に準備金への計上義務は発生しない（計算規則 22 I ①、II ①）。

#### （４）準備金の額の減少<sup>14</sup>

準備金も、その額を減少することができ、株主総会決議と債権者異議手続が必要である。

まず、株主総会決議<sup>15</sup>によって、次の事項を決定する（448）。

- i 減少する準備金の額（448 I ①）
- ii 減少する準備金の全部又は一部を資本金とする場合はその旨及び資本金とする額<sup>16</sup>（448 I ②）
- iii 効力発生日（448 I ③）

準備金の額を減少する場合、準備金を零にまで減少できる<sup>17</sup>（448 II）。

準備金を減少するには、原則として債権者異議手続が必要である（449 I 本文）。手続は資本減少の場合の手続と全く同じである。

ただし、減少する準備金の全部を資本金とする（準備金の資本組み入れ）場合は、債権者に対する不都合はないので債権者異議手続は必要がない（449 I 第 2 括弧書）。また、定時株主総会で準備金を減少する場合で、欠損填補の範囲内で準備金を減少する場合は、債権者異議手続を必要とせず（449 I 但書）、しかも剰余金の配当を取締役会限りで決定できる会社の場合、株主総会すら必要ない（459 I ②）<sup>18</sup>。

#### （５）準備金の額の増加

準備金の額が増加する場合は、前記（２）、（３）のほか、資本減少をした場合（前記 1（４）（ア）ii 参照）、剰余金の準備金組み入れ（451 I）などで増加する。

剰余金を準備金に組み入れる場合は、その額及び効力発生日を株主総会で決定する（451 II）。

## 4 剰余金<sup>19</sup>

<sup>14</sup> 準備金減少の手続に瑕疵があった場合の無効の訴えは存在しない。

<sup>15</sup> 資本減少の場合と異なり、普通決議でよい。

<sup>16</sup> 資本準備金減少分はその他資本剰余金に（計算規則 27 I ②）、利益準備金減少額はその他利益剰余金に（計算規則 29 I ①）、それぞれ計上されるのが原則で、これに変えて資本金に組み入れることも可能ということである（計算規則 25 I ①）。

<sup>17</sup> 資本金と異なり、準備金を零のままにしておくことは全く差し支えない。

<sup>18</sup> このことにより、結局株主総会普通決議だけ（あるいは取締役会決議だけ）で準備金減少による欠損填補が可能となるが、これは結局準備金減少による欠損填補の場合は、通常の損失処理など剰余金の計数上の処分（452）と同様の処理を認めたのと等しい。

<sup>19</sup> 剰余金の概念は、分配可能額とは異なる。結局、剰余金が即配当原資とはならないのである。

現行会社法では、剰余金の額についても定義されている（446）。しかし、効果面でいうと剰余金を定義することにそれ程の意味はなく、せいぜい分配可能額を算出する際の第一段階としての意味しかないといえる。

剰余金の額の計算方法は、最終事業年度の末日時における計算（446①）と、末日後の事情における計算（446②乃至⑦）が存在する。このうち、最終事業年度の末日時における計算は、446条1号及び計算規則149条を照らしてみると大変に分かりづらい計算となっているが、トータルの差し引き計算をすると、単に、「その他資本剰余金」の額と、「その他利益剰余金」の額を合計した額が最終事業年度の末日時における計算結果となっている。

以上の最終事業年度の末日時点における計算結果に対し、末日後に次のiないしvの事情があった場合、これらを加算する。

- i 自己株式処分益<sup>20</sup>（446②）
  - ii 減資差益<sup>21</sup>（446③）
  - iii 準備金減少差益<sup>22</sup>（446④）
  - iv 吸収型組織再編の合併差益等<sup>23</sup>（446⑦、計算規則150I⑤）
  - v 公正価格支払額、不足額填補責任履行額<sup>24</sup>（446⑦、計算規則150⑥、同規則21）
- 次に、最終事業年度の末日後に次のviないしxの事情があった場合、これらを減じる。
- vi 自己株式消却時の当該自己株式の簿価（446⑤）
  - vii 剰余金配当総額<sup>25</sup>（446⑥）及び配當時の準備金積立額（446⑦、計算規則150I②）
  - viii 剰余金の資本金、準備金組入額（446⑦、計算規則150I①）
  - ix 吸収型組織再編の対価としての自己株式を交付した場合の処分益（446⑦、計算規則150I③）
  - x 分割会社となった場合の剰余金減少額（446⑦、計算規則150I④）

最終事業年度がない場合は、会社成立の日を最終事業年度の末日と見なして、上記iないしxとほぼ同様の処理をする（計算規則150II）。

剰余金の計数上の処分は、株主総会で決定する（452）。剰余金の配当を取締役会限りで決定できる会社の場合、剰余金の計数上の処分も概ね取締役会限りで行える（459I③、計算規則153II）。

---

<sup>20</sup> 正確には、自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額である。

<sup>21</sup> 減資により、その他資本剰余金が増加した分である。

<sup>22</sup> 準備金減少により、その他資本剰余金、その他利益剰余金が増加した分である。

<sup>23</sup> 要するに、吸収型組織再編によりその他資本剰余金、その他利益剰余金が増加した場合における、その増加額である。

<sup>24</sup> 要するに、通謀による不公正価格による発行の場合の公正な価格との差額を支払った場合、及び不足額填補責任を履行した場合の、その額である。そもそも、これらはその他資本剰余金に計上すべきものとされている（計算規則21）。

<sup>25</sup> 現に交付した配当財産の簿価、金銭分配請求権行使により支払った額、基準未滿株主に支払った額の合計である。